

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
支障除去対策に係る住民説明会

日 時：平成25年1月15日（火曜日）

午後7時から

場 所：村田町沼辺地区公民館

1 開会

○司会

それでは、定刻になりましたので、ただいまから村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に係る住民説明会を開催させていただきます。

本日は、県のほうから支障除去対策に関していろいろと説明させていただくんですけども、ざっくばらんな形で説明させていただきたいと思いますので、正座しておられると大変ですので、ぜひ膝を崩してゆっくりと聞いていただければと思います。

また、大変申しわけないんですけども、事務局のほうも適宜、足を崩して対応させていただきたいと思いますので、済みませんけれどもご了承をお願いいたしたいと思います。

2 あいさつ

○司会 それでは、開会に当たりまして、まず、宮城県環境生活部長の本木よりご挨拶を申し上げます。

○本木部長 皆さん、おばんでございます。

今日は本当に大勢の方にご出席をいただきました。御礼を申し上げたいと思います。

昨日からすごい雪になりまして、足元に本当に悪い中、それから日中の仕事が終わってのお疲れのところ、ご案内のところ大勢の方にご出席を賜りましたことを御礼を申し上げたいというふうに思います。

今日はまた佐藤町長様、あと副議長、議員各位にもご出席をいただきました。ありがとうございます。それから、県議会のほうからもすどう先生からご臨席をいただきました。ありがとうございます。

住民の皆様には本当に長い間、竹の内の産廃に関してご心配、それから不安な思いをおかけしておりますこと、改めておわびと、それからその後のいろいろな対策でご理解、ご協力を賜っておりますことを改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

今日は、平成19年から対策工事をやってまいりました。その後、モニタリングの状況等もあり、現状をまずご報告をさせていただきたいということと、25年度からの対策の継続ということについて、今、鋭意、国と調整を進めておりますことについて改めて時間をかりてご説明、それからいろいろ意見交換をさせていただければなということで、今日このような集まりを持ったわけでございます。

ご案内のとおり、この処分場の対策というのは、19年3月に対策の実施計画を皆様にご了解を

いただきながらやってまいりました。特に19年と20年度に雨水浸透防止対策を行いまして、その後、モニタリングを継続してやっております。百点満点は当然もらえないとは思いつつ、周辺環境への著しい支障というのがおさまっている状況については一定の評価をいただけるのではないかなというふうに思っておりますが、ただ、処分場の内部のほうは廃棄物の反応というのがまだおさまっておりません。そういうことで、国のほうにも今働きかけをしておりますが、実は今回、計画の変更というお話をする契機となりましたのは、今やっている工事の対策の根拠になるのが国の産廃特措法、簡単に言うところのございまして、これが24年度で終了する予定でした。ただ、国が、他県で新たな事案も発生しているということもあり、10年延長しますという法案を出しました。これを我々、改正特措法と呼んでおりますが、我々にとって、竹の内にとって、やはり引き続き対策を継続していかなければいけないということについては皆さんと我々、同じ思いでございますので、今、国と協議をしております。

今日はこの変更案といいますか、その内容についてご説明をさせていただきながらご意見を賜ればなというふうに思います。何分、国の改正特措法に乗るためには、この3月末に大臣の同意を得なければいけないというふうな非常に厳しいスケジュールになっておりますので、これから手続をとりながら、皆さんのご意見もいただきながら、ぜひ国に訴え、この継続について働きかけをしていきたいというふうに思っております。

どうか地元の皆様のご理解を得ながら、今後も地元と一体となりながらこれを継続していきたいと思っておりますので、ご協力、ご支援のほどお願いを申し上げまして冒頭の挨拶とさせていただきます。本当に今日はありがとうございます。

○司会 続きまして、村田町長さんにご挨拶をいただければと思います。村田町長さん、よろしく申し上げます。

○佐藤町長 では、改めましておぼんでございます。

今日は、村田町竹の内の産廃処分場支障除去対策に係る説明会ということで、竹の内産廃処分場がある村田町、地域の住民、さらには地権者会、そして守る会、この4つの団体を代表する形でご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、平成19年からこれまでの年月にわたりまして支障除去ということで取り組みをいただき、そしてまた、今日は年明け早々となりましたけれども、このような説明会を開催していただいたことについて改めて敬意を表したいと、このように思います。

竹の内産廃処分場、実は事業そのものが始まりましたのが平成2年でございますから、20年以上の年月が経過しております。当初から処分場周辺に関する水質の汚染あるいは悪臭ということ

で、地域の皆さんにおいては健康であったり環境であったりということについての心配や不安を抱えてきたというところが実態でございます。

そういう中において、平成19年1月に町と県で取り交わした協定に基づいて、平成19年3月、先ほど部長さんからありましたように支障除去事業ということで、その計画が環境省の認可をいただいて、その認可した内容に基づいて大きくは2つ、雨水浸透防止対策と浸出水拡散防止という形の事業を盛り込んだ計画を進めてきていただいております。当初は相当程度、濃度の高い硫化水素なども検出されたところでありまして、平成19年、20年、2年間にわたる工事によりまして、どうにか当初の状況からはかなり現場のほう改善された、そういう状況になってきているのかなと、こんなふうに思っているところではあります。

ただ、やはり支障除去事業というのが、平成24年度ですから今年の3月で一定の区切りを迎えるというのが当初の計画であったかなと思いますけれども、いかんせん、現在においても現場のほうはまだ地面の中で何らかの反応が進んでいるのかなと、こんなふうに思っているところでもありますし、また、地下水の流出、あるいは地中の温度、あるいは周辺の皆さんへ目に見えない健康面の影響はあるのかなのか、まだまだわからない不安というのは地域を含めこの町として抱えているのが実は現実でございます。したがって、支障除去対策工事が始まったもともとの理念、考え方というのは、竹の内産廃処分場の無害化・安定化ということが目的でございましたので、町としましては一日も早くそのような状況になることを強く望むところでございます。したがって、平成25年4月以降も県において事業の継続、さらにはモニタリングの継続等を強く望むところでありまして、当然それらを担保するのが環境省の計画の認可ということがありますので、ぜひ県においても環境省の認可ということが得られるように、その努力を望むところでございます。

今日はこれまでの経過を踏まえ、これからの計画ということでございますので、我々もそのお話を聞き、そしてまた、町として総合的に判断をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議については、たしか平成19年の12月に開催をして以来ではないのかなというふうに思いますけれども、本来であれば知事に来ていただいてお話を直接伺いたいという、そういう思いもありますけれども、今日はそれにはかなわなかったことは残念ではありますが、できるだけこの問題が前進することをともに考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、申し上げます、今日の開会に当たりましての4つの団体を代表しての挨拶とさせていただきます。

たきます。本当にご苦労さまでございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、本日の住民説明会に県議会議員の方々にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。まず、すどう哲議員でございます。

○すどう県議会議員 おぼんでございます。ご苦労さまでございます。

○司会 続きまして、高橋伸二議員でございます。

○高橋県議会議員 おぼんでございます。お疲れさまでございます。

○司会 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介させていただきます。

宮城県環境生活部、本木部長でございます。

○本木部長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○司会 同じく、加茂次長でございます。

○加茂次長 おぼんでございます。よろしくお願いいたします。

○司会 竹の内産廃処分場対策室、渡部室長でございます。

○渡部室長 渡部です。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、説明に入ります前に、配付資料を確認させていただきます。

まず、配付資料としては次第、それから説明資料として処分場の現状及び実施計画の変更をお配りしておりますので、ご確認願います。

3. 説明項目

処分場の現状及び実施計画の変更について

○司会 それでは、これより説明に入らせていただきますので、ぜひ膝を崩してリラックスして聞いていただければと思います。済みませんが、事務局のほうも膝を崩して説明に入らせていただきます。

説明につきましては、竹の内産廃処分場対策室、渡部室長より説明をいたします。

○渡部室長

それでは、私から皆さんにお配りした資料、それから資料と同じ内容をスクリーンに映しておりますので、スクリーンなりお手元の資料をご覧になりながらお聞きいただきたいと思います。

本日の説明内容、大きく4項目に整理しております。1つは産廃特措法について、2つ目、現

在の実施計画について、3番目が処分場の現状について、最後4番目が今回の説明の主な内容になります実施計画の変更内容（案）についてということにしておりまして、順を追って説明をいたします。

まず、産廃特措法についてでございます。

産廃特措法という法律は、平成9年以前に不適正処分された産業廃棄物による生活環境保全上の支障を除去し、問題の早期解決を図るという目的で、都道府県が行政代執行する支障除去対策、これに対して国が財政支援を実施するということを規定している法律でございます。この法律は15年に公布・施行されまして、10年間の時限立法となっているために、今年の3月31日に失効するというふうな法律でございます。

法律の主な内容ですが、②番、都道府県等は支障除去対策を盛り込んだ実施計画について環境大臣に協議し、その同意を得ることというふうな規定がございます。宮城県としましては、19年3月に環境大臣の同意を得て、この実施計画を策定して、19年度から24年度までの間、この実施計画に基づく対策を推進してきているところでございます。

次に、産廃特措法の改正でございますが、改正法案が昨年8月に国会で可決成立いたしまして、同月にその改正法が公布・施行されております。

改正の骨子ですが、①法律の有効期限、これを10年間延長して平成35年3月31日までにするというふうなことが大きな改正の骨子でございます。それから、③実施計画を策定して対策を推進する都道府県は、その実施計画を作って、今年の3月31日までに環境大臣に協議をするというふうになってございます。

宮城県としての産廃特措法改正への対応としまして、現在の実施計画を変更いたしまして、25年度以降も産廃特措法の適用を受けて支障除去対策が推進できるように、現在、環境省と協議、相談中でございます。

(2)の大臣協議に向けたスケジュールでございますが、まず、県としての実施計画の内容（案）というものを取りまとめまして、1つは、村田町長へ12月28日に町としてのご意見を照会させていただいております。それから、②本日の住民説明会で地域の住民の皆様にご説明をし、そのご意見をお伺いしたいというふうにしております。それから、③宮城県の環境審議会に2月上旬に諮問して、その意見を聞く予定としております。こういった手続を経ながら、⑤3月には環境大臣に変更計画を協議したいというふう考えております。

なお、4月から国の支援を受けるためには、3月中に大臣の同意をもらう必要があるということで、できるだけ早い時期に環境大臣に協議を行いたいというふう考えております。

大きい説明事項の2点目、現在の実施計画について簡単にご説明をいたします。

まず、竹の内処分場事案の概要でございますが、この処分場は安定型産業廃棄物最終処分場としまして、平成2年に設置届が県のほうに提出されました。

最終的な処理能力は、埋立面積が約6万7千平米、埋立容量が35万立方でございます。ただし、実際にはこれ以上の埋め立てが行われまして、埋立面積は推定で8万7千平米、埋立容量が103万立方というふうな、許可の能力を大幅に超えた埋め立てが行われました。平成13年5月には、事業者から埋め立ての終了届が出されてまして、埋め立ては13年で終了してございます。

このように処理基準に違反した埋立処分、許可容量や許可区域を超えた埋め立て、あるいは許可をしていない廃棄物の埋め立てということが行われたことによりまして、硫化水素を主とする有害ガス及び悪臭による日常生活への影響、それから廃棄物由来の有害物質の拡散による周辺地下水汚染のおそれというふうなものが生じた事案でございます。

これが現在の実施計画の対策の全体計画の平面図でございます。左側の雨水排水工、それから左下の土地整形盛土（一部多機能性覆土）と書いてありますが、これがいわゆる雨水浸透防止対策ということで、第1段階の対策でございます。

それから、右側のほうに浄化壁、表面導水路、遮水壁、暗渠ドレーンというふうに書いてございますが、これが第2段階の対策としての浸出水拡散防止対策を示してございます。

計画のフローでございますが、まず第1段階の対策を実施いたしまして、その後、継続的にモニタリングを行い、場外の地下水が環境基準を超過するおそれが顕著になった場合に第2段階の浸出水拡散防止対策を実施して、効果を確認した上で対策を終了とすると。もう一つ、そのような状況にならないで処分場の廃止基準を満たすような状況に至った場合は、第2段階の対策は行わないで対策を終了するというふうな計画にしております。

19年から24年までの対策の実施スケジュールはこのような形になっております。今、計画フローで説明した内容を6年間のスケジュールに整理したものでございます。

雨水浸透防止対策につきましては、計画どおり19年から20年度にかけて実施をいたしました。覆土整形は約7万平米、そのうち6,600平米を多機能性覆土という硫化水素などの有害ガスを除去する機能を持たせた覆土を実施しております。また、町道側645メートル、農道側161メートル、場内339メートルに雨水を排除するために雨水排水工を整備いたしました。その他、周囲1,114メートルに防護柵としての周囲フェンスを張りめぐらせました。

実際の黄色い部分が整形盛土した部分、緑の部分が多機能性覆土を実施した部分、それから青い線が雨水排水工を整備した箇所を表しております。

地元の方々ですので改めてご説明するまでもありませんが、これが処分場の対策後の現状でございます。ヘリコプターから撮った写真であります。このうち①、②、③、④で矢印も示している部分がこのように、1番が北側の町道の水路でございますが、左側が対策前、右側が対策後という形で比較して4種類ほどの写真を載せました。下が処分場の中を整形した状況、3番も同じような状況、4番は南側といたしますか、東側のほうの法面の整備状況でございます。

雨水浸透防止対策の効果といたしまして、ガスの大気放散防止が主な効果として期待したのですが、もともと処分場の覆土が流出したり亀裂があったりしてガスが放散しやすい状況にあったところをこのように覆土整形しまして、その結果、ガスの大気放散量が抑制されたものです。また、処分場内部の硫化水素濃度が比較的高い部分につきましては、多機能性覆土を実施することによって硫化水素の大気放散が抑制されました。結果として、敷地境界や村田第二中学校で硫化水素の測定を実施しておりますが、対策後は目標値である0.02ppm以下を満たした状況となっております。

ちなみに、第2段階の浸出水拡散防止対策はまだ実施するような状況にないということで、これまでのところまだ第2段階の対策は実施をしておりません。

次に、大きな3番目の処分場についてご説明いたします。

まず1番目が、処分場の中の浸透水、処分場の中の廃棄物と触れている地下水のことを指しますが、浸透水、それから処分場の下流側の地下水の水質の測定結果でございます。全部で処分場の中9地点、下流で2地点モニタリングを実施しておりますが、このポイントのうち、黒い部分は今回省略しております、色のついているところ、それから白い△が表しているところを代表として今回載せております。

1つ目は、鉛という重金属に関する測定結果でございます。水色や紫の地点で時々赤い線の0.01ミリグラム/Lという基準値がございますが、これを超えるという状況があります。

また、下流の地下水、これは白い△で表しておりますが、過去に一度、我々としては土壌由来ということで考えておりますが、鉛が高いことが一回ありましたが、最近はずっと環境基準を満たした状況で推移をしております。

次は、砒素という項目でございますが、こちらも同じように紫の地点と水色の地点、これがかなりの頻度で基準を超える状況になっております。

次がダイオキシン類ということで、廃棄物の焼却などに伴って発生する有害物質でございます。こちらは紫色の地点が毎回基準値を超える状況になっております。それから、水色の線は基準を若干超えるような状況になっております。また、下流地下水は基準値を満たしているという

状況です。

次は1,4-ジオキサンという、これも有害な化学物質で、平成22年度から基準値が設定された物質でございますが、そういうことで22年から測り始めております。こちらも同じように紫の地点と水色の地点で基準を超えているというふうな状況になっております。下流地下水は検出されていないというふうな状況です。

次に、処分場の放流水、それから放流水が流れ着く荒川の放流地点の上流側と下流側の水質調査評価結果であります。

放流水につきましては、放流水の基準というのが廃棄物処理法で決まっております、その基準が設定されている項目は全て放流水の基準を満たしているという状況にありますが、参考までに、ほう素という項目とふっ素という項目を今回お示ししております。ほう素は基準値が50ということで、それに対して放流水も川の水質も基準値を大幅に下回っているという状況です。

次がふっ素という項目です。ふっ素につきましても同様に基準値を大幅に下回っているという状況になっております。また、荒川の上流側と下流側の水質もほとんど変わらないということで、放流水の影響はほとんどないというふうに整理しております。

次は処分場から発生するガスのモニタリング結果でございます。こちら処分場の中の11地点で測定を毎月実施しておりますが、このうち特に問題のある青い線と黄色い線についての状況をお示しします。

ガスの発生量ですが、青い地点、処分場の旧工区と言われているところですが、毎分のガス量をリットルで表しておりますが、多いときには毎分8リットル、少ないときでも毎分1リットル程度とばらつきがありますが、測定する地点の中で一番ガスの発生量が多い地点でございます。それから、それに対して新工区、比較的后から埋め立てをした場所である黄色い地点ですが、こちらは大体1リットルから1リットル未満くらいでずっと19年以降推移をしております。

次は発生するガスに含まれる硫化水素の濃度でございますが、黄色い地点については、19年ごろは1,000ppm近い濃度を記録したこともあります。若干低減傾向にあるようなところがありまして、最近では100～400ppmくらいの濃度になっております。それに対して青い点、これは発生ガス量の多い地点ですが、こちらは黄色い点に比べると濃度がかなり低い状況で推移しております。

次は天然ガスの成分であります。メタンというガスの濃度です。発生するガスの主成分はメタンガス等であります。こちらはppmでなくパーセントで表しております。青い地点は、例えばメタンが80～90%になっております。黄色い点も70～80%がメタンガスというふうなことで、発生しているガスの主成分はメタンとなっております。

次は処分場の敷地境界 2カ所、それから地図からは右上のほうに外れておりますが、村田第二中学校の敷地でモニタリング装置を設置しております、365日、30秒ごとに連続測定をしている状況についてでございます。

処分場の敷地境界の1つ目につきまして、この赤い線が0.02ppmという敷地境界での目標値と濃度でございますが、これは30秒ごとに測定しているわけなんです、1カ月ごとの瞬間的な最大値、これを毎月のデータとしてプロットしたものでございます。20年までは0.02ppmを超えることが時々ありましたが、雨水浸透防止対策が終わった21年4月以降については、0.02を超えるという結果は測定されていない状況になっております。村田第二中学校につきましても、処分場敷地境界よりも若干離れているということもあって、敷地境界よりもやや低い濃度になっておりまして、こちらも0.02ppmを下回っている濃度で最近推移をしております。

参考までに、硫化水素濃度の基準なり人体への影響を整理したものをつけております。上から2番目の0.02～0.2ppmというのが、悪臭防止法という悪臭を規制する法律がございますが、これの規制基準0.02～0.2ppmの範囲で自治体ごとに定めることになっておりまして、この厳しいほうの0.02ppmというのを処分場対策の目標にしております。

なお、これを超える濃度になっていきますと、不快感が強い、あるいは労働安全衛生法の許容限度、あるいは目に炎症を起こす、嗅覚麻痺を起こす、1時間で急性中毒を起こす、30分～1時間で生命に危険を及ぼすというふうに、濃度が高くなるほど人体への影響が大きくなることになります。

今まではモニタリングの結果でございますが、次は23年3月の東北地方太平洋沖地震の影響についてでございます。この地震によりまして、東北地方は大きな地殻変動が起きております。処分場の付近につきましても測量を我々で実施しておりますが、その結果を整理したものです。

まず、上の表が水準測量の結果ということで、地盤が縦方向にいくら沈下したかを整理したものです。埋立区域の中、それから埋立区域の外、それらを合わせて全体という形で3つに整理してございますが、埋立区域内は14～37センチの沈下量を測定いたしまして、平均の沈下量は20センチとなりました。それから、埋立区域の外は6～25センチの沈下量で、平均すると15センチ。全体では平均で17センチの沈下量が測定されております。平均で17センチ程度といいますのは、国がGPSで電子測量しているデータで、大河原から村田町にかけての地域は大体15センチ程度沈下しているという結果が出ておりますので、それと概ね一致しているものです。

それから、座標の測量結果が下の表でございまして、こちらは横方向にいくら移動したかというふうなもの、これもGPS装置を使って測ったものですが、全体的に約2.9メートル横に動い

ておりまして、方向は東南東に2.9メートルほど移動しているというふうな結果になっております。実際には全体的に移動しておりますので、感覚的には実感はないわけですが、大きな目で見るとこのような形で地盤が動いたということがございます。

こういった地震の影響がございまして、処分場の中でいろいろ場所によって沈下量にばらつきが起きております。特にピンク色で示した部分は、雨が降ったときに水たまりが目立つ場所になっております。一番大きいピンク色のところに断面という黒い線を引いてございますが、この断面図が次のページです。これを見ますと、20年度の対策工事で、雨が降ったときに側溝に雨水が流れやすいように地面に勾配をつけております。黒い線がもともと対策工事を行ったときの勾配でございまして、右側が北側の町道、そのところの排水溝で、左側が場内の道路を表しております。道路のほうから徐々に緩やかに町道側溝に向かって勾配が続いてございまして、真ん中辺が0.5～1%の勾配、それから町道に近づくと2%の勾配をつけて工事を行いました。実際の赤い線が今回測量後の勾配です。まず、沈下が、場内の道路側が約25センチ、真ん中辺が10センチ、町道に近いところが15センチほどの沈下になってございまして、特に真ん中の排水勾配が0～0.5%となり、勾配がほとんどなくなったような状況になっております。ここの部分が水たまりの生じやすい場所になっております。

次は地下水位の変化でございまして。地震で地殻変動が起きましたが、併せて地下水位にも変化が起きております。処分場を埋立区域内と埋立区域の外の上流側と下流側の大きく3つに分けて地下水を比較してみました。比較に当たっては、地震前の20～22年度の3年間の水位を1時間ごとに連続測定しておりますけれども、3年間の中での最低水位と地震後1年間、23年度の最低水位、これを比較したものでございます。最低水位といいますのは、その場所の地下水の一番最低のレベルを表すということで、雨の影響を受けにくいということで最低水位というもので比較してみました。そうしますと、埋立区域内は12～78センチほど最低水位が地震前より下がっております。それから、区域外の上流側が35～42センチ、下流側が0～27センチほど水位が低下してございます。水位といいますのは、海拔の標高で測っております。地盤が15センチ近く沈下しておりますから、地盤と同じように地下水が低下すると15センチ程度の低下ということにはなりますが、実際には15センチを超えて、場所によっては78センチというふうな大幅な水位の低下が記録されました。

次は、地震の影響ではなく、今度は観測井戸におけるガスと水の噴出事象についてでございます。

処分場の中にはこのように数多くの観測するための井戸が設置されております。この中で、No.

3という井戸とNo.5という井戸がこのような場所に設置されておりますが、これはNo.3というところですが、このように毎月なり四半期ごとに水質調査をするために井戸を開けまして、中に水中ポンプを入れて水を汲み上げる作業を行いますが、そういったときに、このように中に溜まっているガスが水を伴って噴出する事象が発生しております。No.3という井戸とNo.5という井戸は、雨水浸透防止対策が終わった21年度からモニタリングポイントとして毎月このような調査を実施しております、21年度以降、毎年3回程度このような噴出事象が発生しております。また、23年3月の地震、あるいは4月の余震、そのときにもこのような噴出が起きておりまして、井戸の脇からガスと水が噴き出したというふうな状況がありました。

22年から23年にかけて、大学の先生の協力を得て、噴出するガスのサンプリングをして、噴出するガスの量とか時間とかガスの成分を調査いたしました。No.3につきましては、これはそのときによってもばらつきがあるんですけども、噴出時間は1～3分、それから噴出ガスの量はなかなか測れなかったんですが、1回だけ測って200リットル程度、硫化水素の濃度は、ここは単位を入れ忘れて申しわけございませんが、硫化水素はppmで90ppm、二酸化炭素はパーセントで5%、メタンはパーセントで86%というような結果になりました。No.3は短時間で3メートルぐらい勢いよく噴出するというふうな状況がありますが、一方でNo.5のほうは噴出時間が9～18分とかなり長くなっております。その代わりに、このような勢いよい噴き出し方はしないで、だらだらと長時間噴出するというふうな、噴出の仕方に違いがあります。ガス量としては、600リットルを超えるような噴出ガス量のときがございました。硫化水素濃度は、一番高いときで78ppmという結果でございました。

このようなモニタリングの結果、それから地震の影響、それからガスの噴出事象の発生、こういったことが現在の処分場の状況でございます。

これらの結果から、処分場の現状評価を整理してみました。

問題の一つである有害ガス及び悪臭に係る支障でございますが、1つとしまして、雨水浸透防止対策の効果により、有害ガス及び悪臭による日常生活への影響は当時よりは改善されていると。②としまして、ただし処分場の内部では廃棄物の分解反応が続いておりまして、硫化水素を含むガスの発生が継続をしている。3番目として、地震でやられました処分場の覆土の不等沈下、これはこのまま放置しておくとも日常生活への影響が懸念されること。それから、ガスの噴出事象の発生は特異的な事象でございますので、住民の皆様にご不安を抱かせることになる。それから、そのまま放置しておくともっとひどい状況になって日常生活への影響が懸念されるというふうな整理をいたしました。

一方、浸出水の拡散による支障についてでございますが、これまで下流地下水の水質に特に有害物質の汚染等が確認されておられませんので、第2段階対策は現在までは必要な状況にはないこと。一方、処分場の中の水質は、鉛、砒素、ベンゼン、BOD、ダイオキシン類、1,4-ジオキサンなどが地下水環境基準などを超える地点がありまして、その推移は概ね横ばいということで必ずしも改善の状況にはないこと。それから、処分場自体は遮水構造を持っておりませんので、これらの有害物質が地下水の移動によって場外に拡散する可能性が否定はできないこと。それから、地震の影響で地盤沈下や地下水の水位変化が生じておりまして、こういった水質にも影響を及ぼす可能性があることというふうに現状評価を整理しております。

次が大きい4番目でございます。実施計画の変更内容（案）についてであります。

実施計画の変更の方向性でございますが、先ほどのこれまでの対策の実施状況とか処分場の現状を踏まえまして、この3点に整理をいたしました。

1つは、実施計画の期間を延長しまして、これまでどおりモニタリングを継続していくこと、監視をしていくこと、そしてその結果、必要に応じて第2段階の対策である浸出水拡散防止対策を実施する必要があること。それから、観測井戸におけるガスの噴出事象の発生を防止する必要があること。それから、地震の影響で沈下し、排水勾配が損なわれた部分の覆土を補修する必要があること。こういったことを盛り込んだ計画の変更を考えたところでございます。

これが変更案の全体計画平面図でございますが、現在の計画の平面図に対しまして、この白い追加対策としておりますが、ピンク色の部分を中心とした整形・盛土、それからNo.3、No.5のところの噴出防止工、これを現在の計画に追加をするとともに、まだ実施していない第2段階の対策である浸出水拡散防止対策を現在の計画どおり新たな計画の中に入れるということにしております。

支障除去対策及び追加対策でございますが、整形盛土につきましては、沈下によって勾配がなくなったところの勾配を復活させまして、雨水の迅速な排除を促すというふうなことであります。それから、噴出防止工については、1つはガス抜き管を設置して、地中にたまってなかなか出てこないガスを大気中に放散しやすい状況にすると。それから、ガスを活性炭で吸着処理をしまして、硫化水素などの有害ガスを除去して大気中に放散するというふうなことを考えたところであります。

土地の整形盛土につきましては、このような状態からピンク色のところ、勾配の悪くなったところに追加の盛土工事を行って、前の対策のときと同じような覆土勾配を確保するというふうなことで、追加の覆土を行うという考えでございます。実際には、25年度に実施設計を行って処分

場全体を測量しまして、再度盛土が必要な箇所をきちっと把握しまして、詳細な設計を行った上で実施をしたいというふうに考えております。

次が噴出防止工の断面ですが、現在、噴出している井戸の近傍に大体300ミリほどの穴を掘りまして、これを一番底の岩盤のところまで掘りまして、そこに約200ミリぐらいの内径のガス抜き管を差し込みます。これによって中にとどまっているガスをこのガス抜き管によって地上まで出してやると。その地上部分にこのような活性炭処理装置を設置しまして、中のガスを吸引ポンプで引いて、この装置を通して無害化をして大気中に出すというふうな計画でございます。こちらでも25年度に実施設計を行って、詳細をきちんと検討した上で実施していきたいと考えております。

浸出水拡散防止対策は現計画の第2段階の対策でございます。これは今の計画をそのまま内容を残すものです。1つは遮水壁、これを処分場の下流側、半周ぐらいに遮水壁を回しまして、周りに中の水が出ていかないようにすると。それから、そのうちの1カ所、処分場の入り口付近ですが、ここに透過性反応浄化壁というものを埋めまして、有害物質とかがここを通るときにそれらを除去して、有害物質が外に出ないような機能を持たせたこのような浄化壁を設置するというものです。それから、遮水壁を設けることによりまして、処分場の中の水位が上がるのが予想されますので、暗渠ドレーンとか表面導水路というふうなものを設置しまして、それらについても浄化壁できちっと浄化して外に出してやるような対策でございます。

ちょっとわかりにくくて申しわけございませんが、これが処分場の断面図で、右側が処分場の入り口側、左側が処分場の奥側のほうでございますが、入り口付近にこのような透過性反応浄化壁というものを下の難透水性地盤まで設置すると。浅い部分には、表面導水路で導いた水を浄化するための浄化壁を、短い部分ですが、こういったものも設けて有害物質を処理して外に出してやるというふうなものです。

今度は処分場の横方向の断面図ですが、処分場の脇に赤い遮水壁を設けて、これを難透水性地盤まで設けることによって地下水の外への流出を防ぐというふうなものでございます。

これは、その透過性反応浄化壁のところを拡大した模式図でございます。これは断面図でございます。このような2つの透過性反応浄化壁を設置しまして、浅いところ用、それから深いところ用というふうなことにしております。ここを通すことで中の有害物質を吸着・ろ過して浄化して外に出してやるというものです。

こちらはその平面図ということで、上から見たところでございます。

今回の対策工のフロー図ですが、現在の計画にこの紫色の部分足を足しまして、第1段階の対

策、これまでモニタリングをやってきました、来年度から追加対策をやると。その後、モニタリングを実施しまして、それで第2段階の対策の必要性を判断し、必要な場合には第2段階の対策を実施して終了と。実施する必要がない場合で処分場の排出基準を満たすようなことに至った場合は、それで対策を終了というふうな計画フローでございます。

今度は、年表のようなスケジュールでございますが、25年度から34年度までが法律の延長期間でございます。県の希望としては、この10年間の計画で国の同意を得たいというふうに考えております。真ん中辺に追加対策がありますが、来年度、実施設計を行った上で噴出防止工は来年度にやると、それから土地の整形盛土工事のほうは26年度に実施するという計画で考えてございます。それから一番下でございますが、こういった対策の効果確認、それから第2段階の対策の必要性の判断、そういったためのモニタリングを行いまして、必要な時期、必要と認められた場合に3年程度かけまして浸出水拡散防止対策を計画期間内に実施をするというふうなスケジュールにしてございます。

なお、この計画の変更（案）でございますが、県としてこの内容で今後環境省といろいろ調整なり協議をし、環境省は環境省の考え方がございますので、最終的に大臣の同意が得られるような必要な修正を行って、何とかして大臣同意を得るようにしていきたいというふうに考えております。

以上で、ちょっと長くなりましたが、説明を終わります。

4. 質疑応答及び意見交換

○司会 それでは、説明が終わりましたので、ここで、ご出席の皆さんからご意見等いただければと思います。大変申しわけないんですけども、ご意見、ご質問ございましたら、まずお名前をおっしゃってからご意見、ご質問をお願いしたいと思います。それでは、よろしくご協力のほうをお願い申し上げます。

○住民A ご苦労さまでございます。今日は大人しく座っていようというふうに思ったんですが、今のお話を聞いて矛盾だらけだなと、また5年前の知事が出席したときの住民説明会と同じではないかと思っております。

まず一番先に、No.3とNo.5が噴き上げますね。噴くのに対策をします、こういうふうな井戸を掘ってこういうふうにします。けれども、一回対策はしたんですよ、もう既に。一回しているんだけれども、まだだめだからもう一回やりますというような話なんですよ。それで、No.3とNo.5しか噴かないというふうな根拠はどこにあるんですか。ほかからは噴かない？ほかから噴い

たって同じじゃない。だから、No.3とNo.5だけ手当てすればいいなどというふうなのはちょっとこれは信じられないお話なんですよね。それで、No.3がいつごみを埋め終わった穴なのか、それからNo.5がいつ埋め立てをした穴なのかということを考えたら、処分場全部が噴いても不思議ではない。そこのコアに当たってどのぐらいの有機物が入っているのかということをしちっとやらないと、どこからどういうふうに噴くかわからない。だから噴き上げの防止工事をしたのは甚だ場当たり的なやり方ではないか。それで環境大臣がオーケーと言うかどうかかわからないというのが一つ。これは真面目な話ですよ。

それから、耳に挟んだらば、Pb、鉛が環境由来であるという話は10年前からずっと聞いている。だったらば、コントロール掘って、環境中にこのぐらいの鉛があるんだからというふうな話を聞いたことがない。いつも「環境由来なんでないでしょうか」というような話を聞いてくるわけですね。そういうのは真面目にやっておかないと困るということです。

それから、実施計画なんですけど、全国で何個、今回の特措法の延長にかかることになるのか。13個とか14個とかという話は聞いているんだけど、その中で実施計画を根本からやり直せと言われたのは竹の内だけだろうと思っています。ほかの産廃場はちょっと間に合わないから、あと2～3年で終わらせてくださいというようなのも含めて、それを実施計画、根本から考えてこいやと言われたのではないのではないだろうか。違いますか。そこのところを教えてください、本気になって。

それでね、いかにも唐突なの、今年の3月末までに大臣の同意を得なければならないと。それで根本からやり直す実施計画ができると思いますか。この前の評価委員会では、評価委員の先生たちの言うことをちゃんと聞いて、評価委員の先生たちと相談しながら実施計画を出したらいいんじゃないかというふうなお話をして、評価委員の先生たちにも「そういうふうにお願ひします、先生たち」というふうなお話をしました。だけど、3月末までに実施計画を出さなければならないという話だとすれば、そんなことをしている暇はないよね。もっとやっぱり竹対の旧データを使った同じようなことで同じような失敗をなさるんだらうなというふうに思っていました。

山谷さん、58出せ。58、この次。だから、今、確実にやったのは整形盛土、それから噴出防止、これはNo.3とNo.5しか出ないのかというふうなことを今申し上げたので、これはクエスチョンマークがついた。それからモニタリングをやって、ここに行こうというふうな遠大な、また同じ道を歩いていて計画が見え見えで、それでこっちには行かない、こっちはなしだと、こういうふうに言い切っていきたいのが見え見えなんですよね、これは。わかりますよ、5年前か6年前に知事が来たときのフローと同じ、これは。こっちに行って、ここでだめになったから、ここの

ところ2つだけ足した。2つは噴出防止、これはNo.3とNo.5しか出ないということにはなっていない。どこから出るかわからないということなので、これもなし。

それから、覆土整形は、さっきからずっと整形盛土、これ聞いていたけれども、地震のせいだ、地震のせいだ、地震のせいだと何回もおっしゃった。ところが、我々がずっと見ていた限りでは、地震の前から水がたまっていてそこからガスがボコボコ出ていたんだよ、こいつは。わかってっちゃ、そいつは。わかっていないですか、室長。だからそういうふうな、そのときそのときで都合のいいデータだけを運んできて、それでここまでは絶対行かない、ここで終わらせたいというのが見え見えなのでとても納得はできないと。3月までに実施計画なんかはできるんですか。それで実施計画を作るについても、評価委員の先生たちのお話を聞いたらいっちゃというのは、この前の評価委員会でも私、先生たちにお願ひしました。どこにもない、その金が。3月だったらそんなことやっていられないよというのが見え見えだしね、こいつは。それで時間切れでまた同じことになるわけですか。やっぱりそのところはきちんとお答えして、先生たちにどういふふう聞くのやと。それで、この計画は誰がやったんですか。専門家がやったんですか。専門家の意見を聞いたの。それとも室長、人の頭で考えたのか。いや、考えたのかでなくて考えたんでしょうか。

No.3とNo.5はそういうふうにしてとにかく掘ってみて、地下の有機物量をきちっと見なかったらば、No.3とNo.5だけ噴くんだよなというふうなことは言えない、言えませんよ、どこからどういふふうに出るかわからない。地権者の人の家の真ん前からぼんと出るかもしれない、それが一番怖いと思っています。

だから今ので3つですか、お話ししたのは。（「3点という意味ですか」の声あり）後でいいからね、そいつは。これでは帰っていくわけにいきませんよ。同じことなんだもの、同じなんだ。前に失敗したのをそのままなぞっているだけです。違いますか、加茂さん。こんなものを何回聞かせられたって同じだってば、本当の話。コアのコアがさっぱり出てこないんだもの、有機物がどのぐらい含まれたコアですよというふうなのが出てこなかったり、こいつでガスが出て、それで噴き上げるんですよというふうな分析が全然なされていない、これは。どこからどういふふうに出るかなんてわかりません。

それで、あなた方の頭で考えたって、私たちは納得しませんよ、これは、今までの経緯から言って。ちゃんとした科学者の先生たちの裏づけがなければ、もう「うん」とは言えない、これは。そのところはきちんとお答えしてください。部長もいたことだし。私ちょっとトイレに行ってきますので、よく考えて、ほかの質疑を聞きながらね。

○司会 ほかにありましたらお願いします。

○住民B 地元の住民Bです。

今、説明聞いて、私泣きたくなりました。何でもまた同じことをいつまでもいつまでもやっているのかと。本当は今日は期待して来ました。もう少し大胆な、10年延長ですから、それをもっとよくなるような方法はあるのかなと思って、どんな対策を立ててこられたのかなと思って、本当はそれを期待してきたんです。そうしたら、今までと何も変わらない同じやり方で、そしてあそこはそうすれば10年で今回の延長で無害化になるんですか。こんなことでは絶対、ずっと未来永劫、あのままなんじゃないかと思うんです。

私、この前も言ったはずですよ。頭のいい人たちだから何かみんないろいろな知恵を集めて、そして何とかあそこを終息宣言できるような、そしていつ終了するのか、そんなふうなことまで考えてもらって、今回もしもこの10年間でこれしかやらなかったとすればまた同じ、そのままずっとガスも出続ける、そして今までと同じような弊害がずっといつまでも長引くだろうと思うんです。このことで私も完全に無害化なんかできるはずないと思うんですよ。ですから、もう少し、せっかく特措法10年延長のこれができるようになったんですから、何か考えられないのかなと。私は本当は、皆さん頭のいい人たちばかり揃っているんだから、10年間で絶対大丈夫だというふうな方向にしてもらえるのかと思って期待して来たんですけれども、前と同じようで悲しくなります。

それから、地権者の方などは、自分たちで土地をどうしようもないから、県に譲渡します、無償で譲渡しますとまで、大切な土地を言ってくれているんです。ですから、それを県で考えれば、どんなことかできるはずだろうと思うんですよ。そして、そこに地権者の意見も何も要らないはずで、そうなれば。そして完全にいついつまで収束できる、10年以内に収束できるような、その対策をとってほしいと思います。私は、これをこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというようなことは、そういう頭は持っていないからできません。それで有識者の方の、それから専門家の方のそういう意見を聞くなり、それから計画に携わってもらいなりして、そしてその10年間の延長のうちに必ずやれるような、あそこを完全無害化できるような状態にしたい、そういうふうに思います。もう少しこの計画、やり直してもらったらどうなのかなと思っています。どうなのでしょう、済みません。

○住民C いいですか。私も似たような話をしますので、言ってしまいますね。住民Cです。

まず、ガス抜きの関係で、ガス抜きのパイプを埋めてそれからガス処理をするという、噴出防止工事ですか。これは何カ所するつもりなのか。先ほど住民Aさんの話だと2カ所みたいなこと

を言っているけれども、何カ所するのかなと思うんです。いずれ、このガス抜き部分を、1カ所なのか何カ所かわかりませんが、それとあと整形覆土ですか、やるのはそういうことだよ。整形覆土というのは、ただあそこに低いところに盛土するというだけです。ですからそういうような対策をいわゆる変更計画というふうなことで出しても、国はその程度かというふうなことになって余りインパクトがないと、前にも言いましたけれどもね。ほとんどこれはちょっとした手直しという程度しか国からすれば受け取れないのではないかというふうに思うんです。ですから、特措法の延長だと、ぜひこれは延長してほしいんですけども、それにつけても対策としては極めて不十分な、余りちょっとした手直し程度にしか見えないということから、果たして国は「では」というふうなことになるのかどうか。今までも県は、生活環境にガスとか支障は与えていないんだというふうな、県のさまざまなモニタリングの経過を踏まえて言っていることだろうから、したがって国のほうはそろそろいいのかなという判断にもうなっていくんじゃないかと、そういうことが心配でなりません。

したがって、具体的な対策、この計画でいくと平成34年度までのなんていうことを言っているわけですね。PRB面についても、前回の計画と同じようにグレーゾーンで、今度はグレーでなくて破線になってしまいましたけれども、これは今までのこの委員会でもやってこなかったわけだから、国はこれからやるなんていうことは恐らく信じられないんでないかというふうに思うんです。したがって、さっき住民Aさん言ったけれども、やはり左のほうに行って対策終了だと。しかし対策終了というのは、このまま放置している状態でいきますと、私どもが生きているうちは対策は終了しないだろうという感じがするわけですよ。だから基準値を満たすなんていうことはもう50年も先じゃないかという感じがするわけですね。

先ほど住民Bさんが言いましたけれども、地権者も無償譲渡ということで県のほうに申し入れました。25人の地権者がこぞって、最早あの土地について、地権者がこれを戻して何かを作るなんていうことはほとんど不可能だというのが先だけれども、同時に、やはりもし環境に支障がないというような状況になれば、さまざまな有効活用ができるんじゃないかと、公共用地としてね、ということを見ても、ぜひこれは選択肢を広げられるんじゃないかということで大いなる決断をして無償譲渡の考えに至ったわけですが、県のほうは無償譲渡については今のところその必要はないと、考えていないんだと、今対策をやっている最中でそういうことについては考えていないと、こういうふうな答えですが、これでは全然この解決に向かう姿勢が見られないという感じがいたします。

地権者のほうも実はこの間何人か亡くなりまして、また、施設に入っていたりそういうような

状況で、平成34年度までどうのこうの言っているけれども、率直に言って、私もずんずん棺箱に足を突っ込んでいくんじゃないかという感じがするわけです。ぜひこの負の遺産を私どもの子供や孫たちに残したくないと。やはり具体的な無害化対策をやって、そしていつごろまでに処分場を廃止するんだという、ひとつそういう見通しのついた状態で私たちも次の世代につないでまいりたいというふうに思いますので、ぜひ積極的な対策と県の姿勢というか対策をぜひ要求をしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○司会 じゃ、あと質問いただいて、一括してお答えさせていただきたいと思いますので。

○住民D

私も処分場から400メートルぐらいのところに住んでいる住民Dです。中学校のやや東にありますけれども、やっぱり臭いがするときはするんですよね、今でも。

私、いつも不思議に思っているんだけど、毎月これ出しているんですよね、測定資料。結局、同じところから同じような数字でもってどんどん出ていると。果たしてこれでなぜ高いところをもう少し掘って調べるとかしないのかということが非常に不思議だと。あそこは8.7ヘクタールあるんですよね。6.7じゃないんです、8.7なんです。そこの面積の10何カ所程度の調査ですからね、恐らく全部がうまく調べられたということにはならないと思うんです。

私らの目撃しているのは、とにかく関西とか関東からばかばか持ってきて、ノーチェックだから捨てていったから、特に旧工区のほうはひどいなと私は思っているんですけども、何か旧工区のほうは余り出てこないというようなことなんですけれども、やっぱり調査のやり方だと思うんです。この調査だって全部深いところまでやったのは20何本しかないわけですから、そういう意味では本当に安心してこれでいいんだろうかということにはならないと思うんです。ですから、一つは調査地点を変えて調査するというのと、あとはさっきも報告やられていましたけれども、荒川の水質を北から南に2点で調査していますけれども、それじゃなくて、あそこの処分場の排水溝から出てくる水をずっと、あそこと荒川を比較してやればいいんでないかなと思っていて、とにかく身近なところのやつをどんどんやっついていかないとわかりません、これは。荒川の中学校のほうの上と下ではとてもじゃないけれどもわからないですからね。

それで、出していただきたいのは期限。ただ、今のようなモニタリングを引き続きやっついていけばいいんだということではもう話にならないと思うんですよね。ある程度いつまでに決めるというようなことでもってのモニタリングとか調査とか、そういうことをぜひやってもらいたいなというふうに思っております。

○司会 ありがとうございます。

他になれば、とりあえずここで一回、事務局の方から回答という形でよろしいでしょうか。

○渡部室長

最初に、噴出防止対策でNo.3とNo.5の2カ所の井戸だけで対策をするということであるが、処分場でほかに噴くおそれはないのかと、2カ所だけの対策で十分なのかというご質問でございますが、実際に観測井戸で同じような調査をしておりますが、これまでの調査で噴出事象が実際に起きたのは3と5、これが毎年3回程度ずつ継続して起きていると。一方、ほかの井戸ではそのような事象は発生していないという事実はございます。

一方、処分場の中では廃棄物の分解反応というものが起きていて、ガスは処分場の中で多く発生するところもあれば少ないところもあるでしょうが、ガスの発生は処分場の中で継続はしているものと思われます。そういったことで、中で発生したガスは覆土を通過して少しずつ大気中に放散をしていると。あるいは観測井戸はガス抜きも兼ねておりますので、観測井戸の一部はガス抜き管になっていますから、そこから活性炭を通るなりして大気に出ているというふうな状況になっているかと思えます。ただ、3と5は普段はガスの発生量が少なく時々噴出するという状況にありますので、このところは地下の内部が、何かガスが観測井戸から簡単に出てこないで中にたまりやすいような状況になっているというふうに推定しているところがございますが、ほかのところでは絶対噴かないということでは当然ございませんが、実際にずっと処分場を調査していて、実際に噴く場所がこの3と5ということなので、ここをまずはガス抜き管を設置して、噴出がしないような対策をするという考えでこの2カ所を選定したものでございます。

それから、計画の変更にあたって、県が一方的に変更計画の案を作ったのではないかというふうなご意見がございました。

おっしゃるとおりの部分はございます。ただ、言いわけになるかもしれませんが、現在の実施計画を平成19年に策定するに当たりまして、当時、総合対策検討委員会の設置する、あるいは地元のご意見をお伺いする、最終的には村田町の町長さんのほうにご意見を伺うなどしていろいろ議論・検討しまして現在の計画を作っております。この計画は先ほどご説明した内容になっていまして、今のところ第2段階の対策の実施には至っておりませんが、それは評価委員会の意見も聞きながら、現時点でまだそこまでの対策は必ずしも必要というふうな判断にならないということで実施しておりませんわけで、今後、将来的に必要なになれば実施するということで、あと処分場の現状からいきましても、現在の計画が失敗だったというふうなことでは考えておりません。法律が延長されたということで、今の計画の考え方を今後も引き続き進めて、国の支援を得ながらやっていくということがございますので、根本的な部分の計画の変更を見直すものではないと

いうふうに考えてございます。ただ、地震の影響なり噴出の事象の発生ということがありますものから、今回見直しに当たりましてこれらの対策を追加するというところでございますので、このところはそういったことがあるということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

それから、今後10年間、法律が延長されたわけでございますが、このままでは処分場は無害化できないのではないかとというふうなご意見がございます。

無害化、我々としては処分場を廃止する、処分場を処分場でなくする、そういう基準というのが廃棄物処理法で決まっております、最終的には処分場をモニタリングしたり維持管理しなくても安心だと言われるような状態に処分場になることが最終的な目標というふうには考えてございます。ただ、産廃特措法の法律は、現に生じるあるいは将来的に生じるおそれのある生活環境保全上の支障の除去というふうなことを目的としておりまして、そのための対策を支援するという考えでございまして、処分場の無害化とかあるいは廃止、このところが法律あるいは計画の実際の目標では必ずしもございません。そういったことで、まずは支障の除去についてこの計画で実施していくんだと。その中で必要に応じた対策をやっていくという考えでございまして、確かにそのところは本当に廃止のめどをご説明できない、あるいは何年かかるか皆さんにご心配をおかけするというふうな状況にはなっておりますけれども、そのところの法律の考え方もございまして、こういった計画にしてございます。

とにかく、できるだけ早く無害化あるいは廃止に持っていきたいという考えはございますけれども、その辺の制度の考え方もございますので、この対策の内容についてはおのずと制約があるというふうなことをご理解いただきたいと思います。

それから、ガス抜き対策なり整形盛土という対策ではインパクトがないので、環境省では延長を認めるかどうか甚だ疑問だというふうなご意見、いっそ抜本的な対策の見直しを行ってインパクトがある計画にすべきではないかというふうなご意見がございました。

今までのご説明、ご回答と重複することになりますけれども、そういったことでこの内容でいきたいと考えております。ただ、確かにおっしゃるようなご心配はありまして、環境省が最終的に認めるかどうかというのは今後の協議、調整というふうな部分にも当然かかってまいります。我々としては現在の計画のとにかく延長、併せて追加工事をこういった内容でやりたいということで、国の理解が得られるように全力を尽くしてまいります。

それから、同じ場所でモニタリングをしているが、やっぱり場所を変えて実施しないと全体が把握できないのではないかと、あるいは放流先の水質については手前の水路など、別な場所もちゃんと測るべきではないかと、いつまでにどういうふうな対策をやるかというふうなきちとした目

標を立ててモニタリングをすべきではないかというふうなご意見もいただきました。

モニタリングにつきましては、実際どのような形でやっていくか、これは実施計画の中では必ずしも具体的に決めるものではございません。ただ、今後の対策の必要性とか処分場の状況把握にとってはモニタリングというのは非常に大切なことございまして、評価委員会の専門の先生、それから地元の委員の方々のご意見を聞きながら、ここはより内容のあるモニタリングをしてまいりたいというふうに思います。

ちょっと抜けているものもあるかと思いますが、以上です。

○住民A

明快なお答えをいただこうと思ったけれども、室長はそれしか言えないんだよね、実際に偉い人がいて、変なことを言うと怒られるのかもしれないなと思って見ていたんですが、ここは室長が答えられないところは部長に答えていただくということになりますね。

モニタリング、モニタリング、モニタリング、評価委員会の言うことを聞いて、評価委員会の先生たちに相談して、モニタリングポイント、モニタリングシステムを設計し直すというふうなのは評価委員会始まって以来ずっと言い続けてきました、今まで14回言い続けてきた。これは加茂次長が一番わかっていると思うんだけど、モニタリングがいいかげんというか、モニタリングが余り信用できないから今回みたいなことになってしまうわけなので、モニタリングが全ての出発点だ。それで、室長はそこまでしか言えないんだけど、新任の部長にお願いするのはちょっとかわいそうな気もするんだけど、やり直さないとこれはどうしようもないんでないかと。

まず、我々が一番心配しているのは、場外に浸透水が出ているというふうなことが一つあります。出ています、これは。遮水構造がないんだってさっき誰か威張って言われたようだけれども、その辺の手だてを講じていないのだから、中の汚水が外に出るのは当たり前のことだというふうに思っていて、それがもう既に始まっているんじゃないかと。我々はそう思うんだから、きっちり検査していないとそれはありませんというふうな答えがもらえないと、これはそういうふうなことになってしまうわけですね。部長はそここのところ、このごろ何回かお聞きになっているので、どのように思われるのか、ぜひ部長の口からお答えをいただければと思います。モニタリングに関してですね。お答えを見ると「評価委員会の意見を聞いてモニタリングの結果に従って改善いたします」と。「改善いたします」はこれまで何回も聞いています。何が改善されたのかなというふうなのがありまして、そここのところですよ。

○本木部長

今、ご指名ですので、ちょっと私の思いも込めてお話をさせていただきます。

長年ご心配をかけたということは冒頭申し上げて、それで19年3月に紆余曲折あったようにございますが、一応対策の方針ということをご同意を得ながらこれまで5年間やってまいりました。

5年間の成果はどうだったんだというお話になるんだろうと思いますが、また、皆さんから見ると生ぬるいというか、根本的な解決にまだ至っていないんじゃないかというご不満もあるんだと思います。その点については、我々も最終目標は無害化ではあります。ただ、やはりそこに向けてどういう手法が一番ここに合理的にできるかということでご議論いただいて、同意を得てやったのが19年でございますので、私としては皆さんと出発点が同じ19年の計画からやはり事を考えていかざるを得ないというふうに思っております。その前にさかのぼるのはやはり得策ではないのではないかなと。

そうすると、今回の5年間はどうかということになるんですが、今日室長のほうからご説明したデータはほんの一部でございました。特にちょっと問題のあるようなところだけを抜き出してご説明をしたつもりであります。例えばモニタリングが11ポイントある中の鉛・ほう素で出ているところはこういう状況です。あるいは硫化水素ガスの噴出事故というのはこういうところでも出ているんです。だから、今5年間で第1期の対策をやって周辺環境の改善がされたら、それは皆さんもそれほど否定はされないと思いますが、それをもって国のほうが今もういいんじゃないかということに対して、我々は、いやいや、こういうところがまだあるので、引き続きやらせてくれと、やる必要があるんだという訴えをしたいということでまとめた資料が今ご説明をした内容でございます。

ですから、今言ったことが総体ではありません。むしろ改善をしたところが非常に多いんです、実は。評価委員会の中でも、やはり佐藤委員も参加されて、じゃいつになったら廃止まで持っていけるんだという議論が今あって、その整理もしています。廃止に持っていくための項目というのも決まっております、そこに今、どこの項目がクリアして、まだ何が足りないのかというのを整理してやっておりますが、随分よくなっている項目が多いんです。ただ、まだ中の分解が終わっていない部分があって、それはクリアしていないということなので、もう少しそこは我々も様子を見なければいけないだろうというふうに思っていますし、ご専門の10名の方々にお集まりいただいている評価委員の方々も同じご意見なんです。ですから、多分皆さんにとっては短距離走で、ぱっと無害化をされるというのがベストだというふうには思いますが、やはりここは今効果を上げている対策をもう少し続けさせていただいて、有識者の方々はそのを専門に研

究している方々でございますので、その方々のご意見をやはり私としては尊重しながら、耳を傾けながら評価をし、適切な対応をとっていきたいと思うので、今、委員さん方のご同意を得ているこの方向で国を説得し、皆さんと一緒にまた引き続きやっていきたいというふうに思いますので、ぜひそこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○住民A

余り中身のないお答えでございました。評価委員の先生たちって、私も評価委員の一人なんですけど、とにかく意見を言ってください、意見を聞いて、モニタリングの計画をモニタリングのシステムを考え直せというお話をずっとしているわけですね。それで実は委員の先生たちがお帰りになるときに個人的にお話をしますけれども、年に2回、2時半に集められて5時までには終わってくださいというような評価委員会ではだめだよという話は随分多くの先生たちから聞いています。年に3回、4回、それも朝からずっとやるような仕掛けにしていかなかったら、いやいや、集まって最初の2時間はおさらいですよ。これから何か新しいことを考えようかというときに終わりになるということなので、そのところは部長が本気になって、とにかく実のある評価委員会にしなければならないというのが1つあると思います。

それから、評価委員会を運転しているのは竹対なんだな、これは。伝統的にそうなんです。随分前に文句を言ったことあるけれども、何時に集まって何時に終わり、どうしろのへチマのと言わないでくれというふうな話をしました。まず我々がいつまでこうやっていけばいいのやというのがわからない。もう竹の内の産廃場が始まって20年どころじゃないわけですよ。我々が運動を始めてもう15年だから、その間に何がどうなったのかと言ったら、鉛は環境由来じゃないですかみたいなお話を聞いているんではどうしようもないというか、そういうふうに思います。これは何回も外側を掘ってみて、「ここにもこのぐらい鉛があるんだから、これは竹の内の土由来の鉛なんですよね」と一発言ってもらえればそれで済むわけだもの。ところがそれができない。いつまでもいつまでも「環境由来じゃないでしょうか」みたいな話ではなくて、一步一步進めていかないとどうしようもない。

甚だ申しわけないんですけども、とにかく一歩ずつ進んでいるかもしれないけれども、その歩みたるや。私、この運動始まったのが55歳のときです。今、年何ぼやと聞かれたら、恥ずかしいから言えないんですけども、そのぐらいになっているわけですよ。その間、一筋に竹の内、竹の内、竹の内、息子からも娘からもスカンを食って、女房からも「あっちで寝なさい」というような状況になってしまっているという、まあそれはいいんですけども、いや進めなければだめだ。わかっているんだもの、だって。それでまんま食っているんだ、皆さんは。そうだよ。

飯の種になっているんだからね、そのところは考えてもらわなければならないの。こっちは飯の種じゃないですよ。ということで、とにかく進めていただかなければだめだということだと思います。目に見える形でとにかく進めてもらわないとだめだということですね。

それから、一番心配しているのは、場外に浸透水がもう漏れているよなというようなのが我々の目視で見えているわけですね。それをモニタリングで新しい穴を掘って、モニタリングシステムを見直しして場外に汚染水が拡散しているのをきちんと見てもらわないといけない。それがモニタリング、モニタリングと騒いでいる一つのあれです。荒川の土手のところまで出ているんでないかというふうに我々本当に思っています。やってみてください。違いますと言われたら、こんなに嬉しいことはないわけだから、この辺はきちんとやってもらわないと困るということとです。

それで、今日何か処分場に業者が入っていましたけれども、何をやっているんだかわからないね、我々は。何かいけないことをまた企んでいるんでないかというくらいしか思わない。今日はこんなことをやっていますよ、どうぞ見に来てくださいと、前はそういうふうに言われたもの。何やっていたんですか、今日。そんなところを後ろを見なければ話せないようなことではまずいよ、こいつは。何やってたの。

○渡部室長

今日は毎月1回の保健環境センターと保健所、竹対の発生ガス等調査という、毎月やっている調査の当たり日でした。

あと鈴木工業、年間の保守点検を実施している業者さんが今日点検、維持管理に当たったと。

○住民A 済みません、1人だけしゃべってて。

とにかく不満が山となって、これが崩れることがないというような、今日こそは何とか温かいお話が聞けるんだろうかなというふうに思って来たわけなんですけれども、まるで同じようなの、この前の同じというよりそれよりひどいんだ。もう一回同じことをしてみますよと言われたのと同じ。何を学んだんですか、この5年間で。何を学んで、どういうふうに頭よくなったんですか、皆さん。過去から何を学んだ。4年前ですよ、今の雨水浸透防止策が仕上がったのは。その間、4年間あったわけ。今になって実施計画を出さなければならないんだ、出さなければならないんだって何騒いでいるんだろうというふうに思うわけさ、明日、あさってになってからね。

うちで考えたのは何のことはない、ほかの産廃場は今一生懸命支障除去工をやっていて、間に合わないから延長してくださいというような申請が多い。竹の内はもう4年も前に終わっているんだけれども、構わないでおいて、今になってとにかく住民の話も聞かない、評価委員の先生た

ちの話も聞かないで、皆さんの頭の中でこちゃこちゃとやってああいうふうなフローを作ってしまう。これでやらせてくださいと。また同じですよ。

実はね、もう言わないからね、こいつだけたんと聞いて。いいですか。4年前に今の雨水浸透防止策が考えられたときに、押しつけられたね、これは。押しつけられたときに、絶対、今日来るよと私たちは思っていました。何人かの人たちはそのことを話していた、間違いなくこれは失敗するよと。その日が今日なんですよ。予言どおりになったんだから本当はうんと嬉しいんだけど、まんまとわなにかかっちゃったというような感じもしないことなく、予言していました。みんなご存じですよ、それは。失敗しないとこの人たちは頭よくなるないんだべなと思ったんだけど、失敗しても頭よくなるようだね。

○司会 どうもいろいろご意見いただきまして……

○住民A いやいやいや、待って。だから、頭よくなるつもりがあるのかないのか、ちょっとお答えいただければと。このままでは寝らんないっちゃ、帰ったって。部長。

○司会 わかりました。

そのほか、皆さん、どなたかご意見ございませんか。部長のほうからあと一括してご説明をいたします。はい。

○住民C 一つだけ聞きますね、大事なことから。

実は4者で出した県に対する要望書のうちの焼却炉それから三段池の撤去に関して、県の回答は、これらの附帯設備についての撤去について措置命令を出す考えはないという答えがありましたよね。つまり業者に対して撤去しろという措置命令を出す考えはないという答えでした。業者がもうとにかくいないのに措置命令を出す考えはないなんという、そういう答えはないんじゃないのということさ。それを1つ言っておきますよ。

それから、今、室長が答えましたね。特措法の狙いというのは支障の除去であって、廃止ではないんだというふうなことを言いましたね。これもまたちょっと違うんじゃないかと思うんですね。何のためにこういう対策をやったか。つまり廃止をする、そしてその前段の無害化に向けてということ。部長は廃止をするのも一つの目標だみたいなことを言っていますけれども、ぜひこれはいつ廃止するのかと。もう俺たちはくたびれかけているのっしや、正直言って。だから出てくるのもようやく出てきたという感じなの、ここでね。しかし、やっぱりせつかく県が来てくれるんだから、本当にいい話を聞いて早く目標をつかみたいと、私どももね、というつもりでみんな来ているんです。ぜひそういうことで考えを改めていただきたいと思います。

○司会 あとほかにご発言されたい方。はい。

○住民E 町会議員の住民Eといます。

済みませんけれども、57ページの対策工フロー図を出してもらえますか。（「ちょっと待ってね」の声あり）

じゃ、2点ありますので、まず1点目は部長さんに質問したいんですけども、評価委員会の先生方の解釈について、私は部長さんの理解は不十分でないかと思っておりますので。

噴水が上がりましたよね。平成21年12月だったと思います。それについて河北新報では、平成22年10月10日に情報公開しています。「竹の内産廃汚水噴出 住民報告怠り反省 県議会一般質問 県情報公開を約束」と県議会で取り上げられました。

この浸透水噴出事象への対応についてということで、平成22年8月31日に評価委員会が開かれています。そのときに、評価委員長の須藤委員長はどんなふうに言っているかというと「あそこはみんなメタン発酵層ですよ」と。先ほどメタンの話も出てきました。「あと10年か20年か、あるいは30年続くかわからない状況ですよ。噴き上げるということはそういうことですから、モニタリングだけの委員会だと不十分なんですよ。これは大変深刻な状況だから」と、この部分は県議会のほうでも社民党の議員の方がここを引用して質問されていますよね。

それから、直近の平成24年、去年の7月31日の第13回評価委員会、このとき須藤委員長はどういうふうにおっしゃっているかということ、生活する上では臭いはしないから支障はないと。しかしながら、内部環境を見ると非常に不安定な要素が、爆弾を抱えているような状況ですから、それが何かを起こす可能性が非常にあると、そういったことを述べています。ですから、表面的には確かに臭いがなくて落ち着いているけれども、内部的にはとんでもない状況にあるんだと、それが評価委員会の認識だと思います。

そこで、7月31日のときには今までのようなモニタリングではだめだと。7月31日の評価委員会は改正特措法を念頭に置いて話し合われたもの。最初の部分で住民Aのほうからそういう提案があって、前半の部分は改正特措法延長になるように具体的にどうするか、それをテーマに話し合っしてほしいと、そういうことで話し合われたものです。その中でどういうことが出てきているかということ、今までのようなモニタリングではだめだと。だから、本質的な問題解決に向け、より踏み込んだ対応をすべきだと。例えばどういうことか。最終処分場の廃止基準を明確にし、何年先までにそれを達成するのかという目標、例えば5年なら5年、10年なら10年、そういうふうにして廃止基準を目指す。それがうまくいかない場合には、国と掛け合っって予算を獲得して、抜本的な恒久的な対策をすべきではないか、それがまた自治体としては必要ではないか、そういう議事録があります。ですから、あそここのところに廃止基準を満たすというふうに書いてありま

すけれども、この5年間の間にその廃止基準というものをきちっと明確にして町民に情報公開していないんですよ。この委員会で廃止基準を明確にしろと言っているわけですから。先ほどそれはあるんだとおっしゃった。ところが、その廃止基準をきちっと明確にして、今現在、今日のこれまでの調査のやつが載っていました。じゃ、どれがどれだけその基準を満たしていないのか、そして基準を満たすためにはどういう対策をやればいいのか。そこのところを具体的に追加対策として提案しなければ、先ほどから何人かの方から出たように一步踏み込んだ抜本的な対策、これは評価委員会の方も何人もおっしゃっているわけですよ、そこに行かないんじゃないか。ですから、今のような話を聞いていると、100人の町民が聞いていればやっぱり特措法、外れちゃうんじゃないかなと、そんなふうにも思われても仕方ないと思うんです。ですから、廃止基準をまず明確にして、そして今現在、一体何がどの程度それを満たしていないのか、満たすためには具体的にどういう対策をするのか、そこをまず明らかにしてもらいたいと思います。

あともう1点、短いですが。7月31日の評価委員会を受けまして、翌8月1日付の河北新報には大きな見出しでこういうふうに出ています。「竹の内産廃処分場支援打ち切り懸念 住民国・県に不満募らす」。それから、9月25日の河北新報には「竹の内産廃処分場問題 県独自で対策継続 改正特措法対象外れ視野」こういうふうに出ている。この新聞2つを読んだ町民からすれば、やっぱり外れてしまうのかなと不安に思います。

今までのモニタリングで毎年たしか4,000万前後のお金が使われていたと思うんですけれども、もし仮に3月31日で外れた場合に、その後のモニタリングはどうするのか。そうすると、もっと新たな抜本的なモニタリングをやってくれと今要望が出ましたけれども、そうなれば4,000万で足りないわけですから、外れた場合はどんなふうを考えていらっしゃるのか。もう3カ月しかないわけですから、その場合の県としての考えもここで明らかにしていただきたいと思います。以上2点。

○司会 ほかには特にございませんですか。

それでは、事務局のほうからご回答いただければと思います。

○渡部室長

処分場の廃止基準を明らかにすることと、その廃止基準に対して、竹の内処分場のどの部分が廃止基準を満たしている、あるいはどの部分が廃止基準を満たしていない、まずそういう状況を明らかにすべきだというご意見が1つだと思います。

これにつきましては、ご指摘のとおりだと思います。評価委員会でもそのようなご意見を過去にいただきまして、前回の評価委員会から処分場の廃止基準、これに対して現状がどうなってい

るかというふうな形でモニタリングデータを整理して、その推移から処分場の将来の見通しを解析するような努力をすべきだというふうなご意見をいただいております、そのようなことを今ちょっとチャレンジしているところでございますので、皆様にもその辺の廃止基準の中身、それから処分場の廃止基準に照らし合わせた状況、これについては機会を捉えてお示ししたいというふうに思います。

○住民E

室長、今の件ですけれども、その基準を何ほどの程度満たしていないのか、満たすためには具体的にどういう対策をするのか、それが追加対策に私はなると思うんです。それを国との協議の前に県のほうで準備しなかったならば、特措法の延長に村田、該当してくれと言ったって、さっきからいっぱい話が出ているように説得力がないんじゃないですか。機会を見て明らかにするとしたら、半年後か1年後か、後になりますよね。

○渡部室長

先ほど私の話でありましたように、処分場の廃止基準を満たすような計画を、今の計画もそうですけれども、今回の計画もそのところを期間内に達成するという考えではなくて、それは究極の目標で、とにかく生活保健・環境保全上の支障を除去するという考えで計画を作っております。そういったことで、今お話がありましたように廃止基準を満たさない部分を満たすようなという意味で対策を検討していることではございません。

それから、もう一つ、産廃特措法の適用が外れた場合、モニタリングの内容あるいは費用をどうするのかというふうなご質問でございますが、仮に国の支援が得られないという、我々としても最悪の結果にはなりますけれども、その場合でありましても県の一般財源を充てて、今回お示ししたような内容を実施していきたいというふうに担当としては考えてございます。

○住民E 確認です。今、外れた場合に担当としてはそういうふうに考えていらっしゃるということで、部長からここで村田町民に約束してください。

○本木部長 現時点では、やはり国の理解を求めて国と一緒にやりたいと、やるべきだという気持ちで今一生懸命了解をもらうための努力をしております。もし国の理解を得られずというときには、これは県として責任を持って必要な対策を継続していくことはこの場でお約束をしたいというふうに思います。

○住民A 第2段階も含めて。

○本木部長 当然ながら、必要な場合に第2期対策も行うという計画の内容についてでございます。

○司会 では、あと、済みませんけれども、最後にいただければと思うんですけれども。

○住民D 今日、出ていた県からの説明、これは全部納得したわけではないんですね。こちらからいろいろ問題が出ていると思うんですけれども、改めてもう一回説明会をやっていたきたいなど。そうしないと何となくすっきりした感じにはならないんですよ。以上です。

○司会 済みません、これでとりあえず質問は最後とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○本木部長

いろいろとご意見いただきまして、本当にありがとうございました。多分皆さん、思いのたけを全部ということではないと思います。出尽くしたとも思いませんが、いろいろな立場でご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

県としては、今、決意も申し上げたとおり、やはり地元と一体となってこれからも竹の内に真摯に取り組んでいきたいというふうに思っておりまして、当面は今ご説明した内容で、何とか国の同意を取りつけて竹の内に対して取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、今後、県としての環境審議会のご意見とかも伺っていきたくと思いますし、村田町さんにおかれましても、これから議会、それから町の審議会のほうのご意見なども集約していかれるということも伺っておりますので、ぜひ地元の意見として町のほうでおまとめをいただいて、なかなか難しい課題だと思いますが、県のほうにご回答いただければ本当にありがたいなというふうに思っておりますので、その点、お願いをしたいなというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○佐藤町長

本当に今日のご苦労さんでございました。ただいまありましたように、町としましては、これから今日の説明会でいただいたことを踏まえて環境審議会、それから議会への説明という手順を経て、最終的には県のほうへその意見を出したいというふうに考えています。当然求めるのは、やはり県においても4月以降、竹の内産廃処分場が対策を継続してやっていただきたいということですし、特に産廃処分場については許可容量の3倍がその場所にあるという、存置型で安定化を図るということが平成19年3月、これによって全部網羅されておりますので、本当に地元としての心配なり不安なりというのが今後もいろいろな面で出てくるんだろうなというふうに思います。当然ながらそれに基づいての、説明会といういろいろな難しい点があるかもしれませんが、このような場を今後も継続して開いて、そしてまた、県と地元と一緒にという今のお話がありましたので、キャッチボールをしながらここを進めていきたいというふうに、そういうこと

をぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、先ほど部長さんからありましたように、3月31日で今切れます。したがって4月以降は、仮に環境省の同意が得られないという最悪の事態があった場合は、町と県の新たな関係がそこに必要になるのではないかなと思いますので、その際はこの問題が前進するような形をぜひ作っていただくように、これはお願いをしたいというふうに思います。

なお、今日いただいた点について、町としての最終意見、これは期日までまとめさせていただいて出したいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○住民A

先生方のコメントをいただくといいと思うんですけども。（「また議会の場で」の声あり）いやいやいや、議会は部長は行くけれども、我々行かないんだから。言ってください、安心するようなお話を。このままではけんか別れだ。

○すどう県議会議員

大変お疲れさまでございました。

今日に至っても大変皆様にご心配をおかけし、不安をお与えしているということ、大変申しわけないなと私ども実は感じております。また、今後の計画へのご不満のお話もございました。いづれにしても、地域の方々の心身の苦痛を与えるようなことがあってはならないわけでありますので、特措法延長の中でしっかりとこの対策を進めるということも我々の立場で注視をしてみたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋県議会議員

どうも皆さん、おぼんでございます。お疲れさまでございます。

地域の皆さんの今日いろいろお話を伺いましたけれども、さまざまなご不満な点があるのも前々から重々存じ上げておりましたし、今日改めて伺いまして認識を新たにしたところでもございますけれども、この産廃処分場の一日も早い無害化、処分場の廃止に向けて、皆さんとともに知恵を出し合いながら、知恵を伺いながら私も歩んでまいりたいというふうに思っております。

先ほど部長からお話しありましたとおり、万が一、特措法の対象から外れたとしても、県は責任を持って取り組んでいくということですので、議会の議員の立場としてもその姿をしっかりと見守っていきたいというふうに思っております。

9月に一般質問でさせていただきましたけれども、知事からも、間違いなくその点については県は責任を持ってやるよという回答もいただいておりますので、その点についてはご安心をいただきたいというふうに思います。なおしっかりと私も議会の議員の立場で取り組んでいきたいと

いうふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は大変お疲れさまでございました。

○司会 ありがとうございました。

5 閉 会

○司会 それでは、以上をもちまして住民説明会を終了させていただきます。

長時間にわたり本当に今日はありがとうございました。